総務課からのお知らせ

問 TEL0493-62-2151

競争入札参加資格申請受付（物品）

令和5・6年度嵐山町競争入札参加資格申請（物品）の定期受付を実施します。この申請には建設工事及び設計・調査・測量委託業務、土木施設維持管理業務は含まれませんのでご注意ください。

「申請の手引き」の配布
町ホームページに掲載

申請書受付期間
1月16日(月)～2月1日(水)
※2月1日(水)当日消印有効

申請方法
郵送申請のみ（窓口持参不可）
※「書留」等、配達が確認できる方法で送付

申請書送付先
〒355-0211　埼玉県比企郡嵐山町大字杉山1030-1
嵐山町役場　総務課財政契約担当宛
※封筒の表に「令和5・6年度資格審査申請書在中」と赤字で記載

申請の単位
事業所（本店・支店・営業所等）単位

申請対象業務
物品納入・リース・その他業務委託
※建設工事、設計・調査・測量業務、土木施設維持管理業務は、嵐山町では独自に受付しません。

参加資格の有効期間
令和5年4月1日より令和7年3月31日までの2年間

地域支援課からのお知らせ

問 TEL0493-62-2152

災害時における自助の取組

埼玉県と嵐山町では災害時における自助の取組を推進しています。

自助とは
自助とは〝自分の命、安全は自分で守る〟ということです。皆さんの行動・備えで、自分や家族の命を守り、社会全体での被害を最小限にとどめることにつなげましょう。

命を守る3つの自助の取組
〝自分の命、安全は自分で守る〟ため、①家具の固定②災害用伝言サービスの体験利用③3日分以上の水・食料の備蓄に取り組みましょう。
また、県で作成している防災マニュアルブックを活用して家庭での備えを万全にしましょう。

「防災マニュアルブック【家庭での備えに活用】」

らんざんF1会議 ～語ろう！女性が住みたいまち～

2月11日(土)13時30分から役場町民ホールにおいて「らんざんF1会議～語ろう！女性が住みたいまち～」を開催します。詳しくは回覧または町ホームページをご覧ください。

税務課からのお知らせ

問 TEL0493-62-2153

町県民税（第四期）の納期限は1月31日(火)

金融機関等の窓口で納付される方は、納付書裏面に記載されている納付場所で期限内に納付をお願いします。
口座振替の方は、1月31日(火)に所定の口座から引き落としされます。通帳残高のご確認をお願いします。

償却資産（事業用資産）の申告

町内に償却資産をお持ちの方は、毎年1月1日現在所有している償却資産の内容（取得年月日・取得金額・耐用年数等）について申告が必要です。
個人宅に設置されている発電出力が10kW以上の太陽光発電設備についても、売電を行っている場合は償却資産に該当し申告が必要となります。ただし、家屋に一体の建材（屋根材等）として設置されているものは、家屋として評価されるため申告不要です。

申告期限　1月31日(火)

軽自動車税のしくみ

軽自動車税は、軽自動車等を毎年4月1日現在に所有（登録）している場合、年税額で課税されます。そのため、4月2日以降に廃車や名義変更をされても、月割り課税の制度はなく、その年度の税金を納めていただくことになります。賦課期日前に廃車等された方は手続きをお願いします。

手続場所
▼**原動機付自転車・小型特殊自動車**
役場税務課
▼**軽自動車（三輪・四輪）**
軽自動車検査協会埼玉事務所
熊谷支所
TEL050-3816-3112
▼**小型二輪自動車・軽二輪自動車**
埼玉運輸支局熊谷自動車検査登録事務所
TEL050-5540-2027

注意とお願い
▼現物を廃棄処分しただけでは登録が残ります。
▼知人等に譲渡した場合も名義変更が必要です。（手続き漏れの場合、前所有者に納税通知書が送られます）
▼盗難に遭われた場合でも警察の盗難届とともに廃車手続きが必要です。

嵐丸ナンバープレート

原動機付自転車第一種（50cc以下）のご当地ナンバープレートを交付しています。無料で希望の番号を選べます。番号は在庫の中から先着順です。

交付場所　税務課
交付時間　平日8時30分～17時15分
必要書類
【新規登録】
▼身分証明書（免許証等）
▼販売証明書等の車名及び車台番号のわかるもの
【交換の場合】
▼身分証明書（免許証等）
▼旧ナンバープレート

町民課からのお知らせ

問 TEL0493-62-2154

マイナンバーカード手続の特別開庁

～平日の時間内に来庁できない方へ～
マイナンバーカードの申請、受領、電子証明書の更新業務を行います。
窓口で申請用の写真撮影のサービスも行います。（無料）

日　時
▼1月14日(土)、28日(土)
9時～12時
▼1月19日(木)　17時15分～19時

予約方法　事前にお電話での予約をお願いします。
※特別開庁時は、通常の窓口業務（住民票等証明書の発行や住民異動の手続）はできません。

源泉徴収票の送付

老齢もしくは退職を支給事由とする年金を受けている方に、日本年金機構より「公的年金等の源泉徴収票」が1月中旬から下旬にかけて順次送付されます。
源泉徴収票に記載されている支払金額は、介護保険料・後期高齢者医療保険料等を天引きする前の金額となり、実際の支給額とは異なりますので、ご注意ください。
この源泉徴収票は所得税の確定申告の際に、添付書類として必要になりますので大切に保管しましょう。
なお、遺族年金・障害年金を受けている方には、源泉徴収票は送付されません。

問合せ　ねんきんダイヤル
TEL0570-05-1165

20歳になったら国民年金

国民年金は、年をとったときだけでなく、病気や事故で障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、みんなで支えあう仕組みです。20歳以上60歳未満の方は加入することが義務付けられています。20歳になると、カード型の基礎年金番号通知書が届きます。（既に厚生年金に加入されている方等を除く）
保険料は月額16,590円（令和4年度）です。口座振替や前納制度を利用することによって、保険料を安くすることもできます。
また、学生の方や収入が少なく保険料の納付が困難な方の場合は、「学生納付特例」や「申請免除・納付猶予」など保険料の支払を猶予する制度がありますので、役場町民課窓口で申請してください。マイナンバーカードをお持ちの方は、スマートフォンから電子申請ができます。いずれも前年所得による審査がありますが、納められないときはそのままにせず、まずはご相談ください。

契約保養施設をご利用ください

嵐山町では、埼玉県国民健康保険団体連合会を通じて、30道県290か所の保養施設と利用契約を結んでいます。町民の方は、契約料金で宿泊利用でき、嵐山町国民健康保険と後期高齢者医療制度の被保険者は、さらに1泊3,000円の助成が受けられます。（年度内2泊まで）
利用希望の方は、直接保養施設に電話をし、予約をしてください。その際に、埼玉県国保連合会の保養施設宿泊利用共同事業を利用する旨を伝え、料金を確認してください。その後、町民課保険年金担当窓口で、利用券及び助成券を交付しますので、マイナンバーカードや免許証等ご身分の確認ができるものをご持参のうえ申請してください。発行された利用券及び助成券を保養施設ご利用の際に提出していただくと、宿泊代金精算の際に、1泊大人1名当り3,000円が差し引かれます。
※予約後取り消しをした場合は、町民課保険年金担当までご連絡をお願いします。
※旅行会社を利用したパック旅行にはご利用できません。

長寿生きがい課からのお知らせ

問 TEL0493-62-0718

令和5年度高齢者外出支援タクシー助成券交付申請書の配布（予告）

運転免許証を所有しない68歳以上の方に、タクシー料金の一部を助成します。

申請書の配布
▼広報嵐山2月号へ差し込み
▼町ホームページからダウンロード
（2月1日(水)から）
※詳細は広報嵐山2月号差し込みの申請書裏面、または町ホームページをご覧ください。